

雇用保険関係の手続きは 「電子申請（e-Gov）」をご利用ください

雇用保険関係手続きは、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」を行うことが可能です。

なお、令和2年4月から、資本金が1億円を超える法人等は電子申請が義務化されました。

電子申請のメリット

24時間365日、いつでも申請手続きが可能です。

申請・届出の様式（用紙）を入手する必要がなくなります。

個人情報の持ち運びが不要となります。

申請書類の作成が簡単で事務効率が向上します。

行政機関へ出向く移動時間やコストが削減できます。

雇用保険以外の様々な行政機関が扱う申請に対応しています。

電子申請未利用の事業主の皆さまへ

雇用保険電子申請アドバイザーのご案内

佐賀労働局では、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー「雇用保険電子申請アドバイザー」を配置し、電子申請の具体的な手続きなど、電子申請に関する説明・相談、体験入力（デモンストレーション）を行っています。

また、事業所への訪問による相談等も承っています。

【雇用保険電子申請アドバイザーの配置箇所】

ハローワーク佐賀 3階 雇用保険電子申請事務センター

〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15

Tel.(0952)38-9308 （雇用保険適用課 (0952) 41-9307）

相談日

(10:00~17:00)

月

火

水

木

金

○

○

○

※相談日・時間については、予告なく変更することや出張等により不在の場合がありますので、事前にお問い合わせください。



ご利用にあたって

<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出をオンラインで行うことができます。



e-Gov

検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへ
メール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

e-Gov 支援

検索

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

e-Gov お問い合わせ

検索

<電子証明書の入手方法>

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名」※¹が必要となります。
このため、あらかじめ「電子証明書」※²を入手しておく必要があります。
雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省
ホームページでご確認ください。

※¹「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上で行うものです。

※²「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。

電子申請に利用可能な民間認証局

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf

電子申請により雇用保険関係の手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類は、
原則として電子媒体(PDFファイル)でお届けします。

これらは簡単にパソコンから出力することができます。詳しくはe-Govのホームページを
ご覧ください。